

都市計画の案の理由書
中部広域都市計画特定用途制限地域の変更(うるま市決定)
名称：特定用途制限地域(うるま市全域)

うるま市は、昭和43年に具志川地区をはじめとする市街地とその周辺部に用途地域を指定し、必要に応じて一部見直しを行いながら、土地利用の誘導・規制を図っております。

用途地域外においては、地域の持つ特性や文化等に配慮しつつ、良好な住環境の形成・維持を進めるため、平成23年より特定用途制限地域を指定しており、用途地域と特定用途制限地域が境界を接しながら併存しています。

別件の「中部広域都市計画用途地域の変更(うるま市決定)名称：用途地域(うるま市全域)」にて、市全域(石川地区、具志川地区、勝連・与那城・島しょ地区)において用途地域の見直しを行い、境界の明確化を図る必要がある箇所について、用途地域の境界根拠を明らかにした上で、各箇所の境界が整合するよう用途地域の変更を行うことから、用途地域と境界が接する特定用途制限地域について、用途地域の変更に併せて特定用途制限地域の変更を行います。